

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
 - ………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
 - ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
 - ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………二
 - ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………五
 - ………（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
 - ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七
 - ………（同）…七
 - 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………九
 - ………（同）…九
 - 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………九
 - ………（同）…九
 - 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………九
 - ………（同）…九

告 示

●東京都告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百四十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十五号線
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月六日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

六本木三丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

港区六本木三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区六本木三丁目二番

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年二月三日

●東京都告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積（単位平方メートル）

法第四十二条 平成二十七 西東京市柳沢 廃止面積
 第一項第五号 年十二月二 六丁目四百五 二三・七一
 の規定による 十五日 十番二十一の
 道路 一部及び同番
 三十一

●東京都告示第百三十号

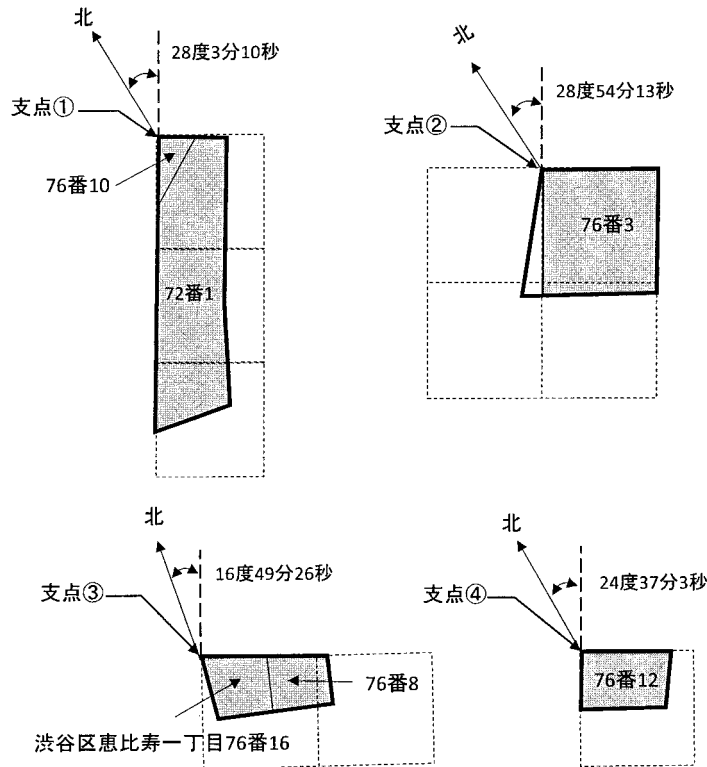
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区恵比寿
 一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【支點】

支點①は、渋谷区恵比寿一丁目76番10の最北端とする。
 支點②は、渋谷区恵比寿一丁目76番3の最北端とする。
 支點③は、渋谷区恵比寿一丁目76番16の最北端とする。
 支點④は、渋谷区恵比寿一丁目76番12の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向
 に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
 より構成されている格子を、支點を中心として、右回りに
 回転させた角度を示す。

支點① 28度3分10秒
 支點② 28度54分13秒
 支點③ 16度49分26秒
 支點④ 24度37分3秒

●東京都告示第百三十一号

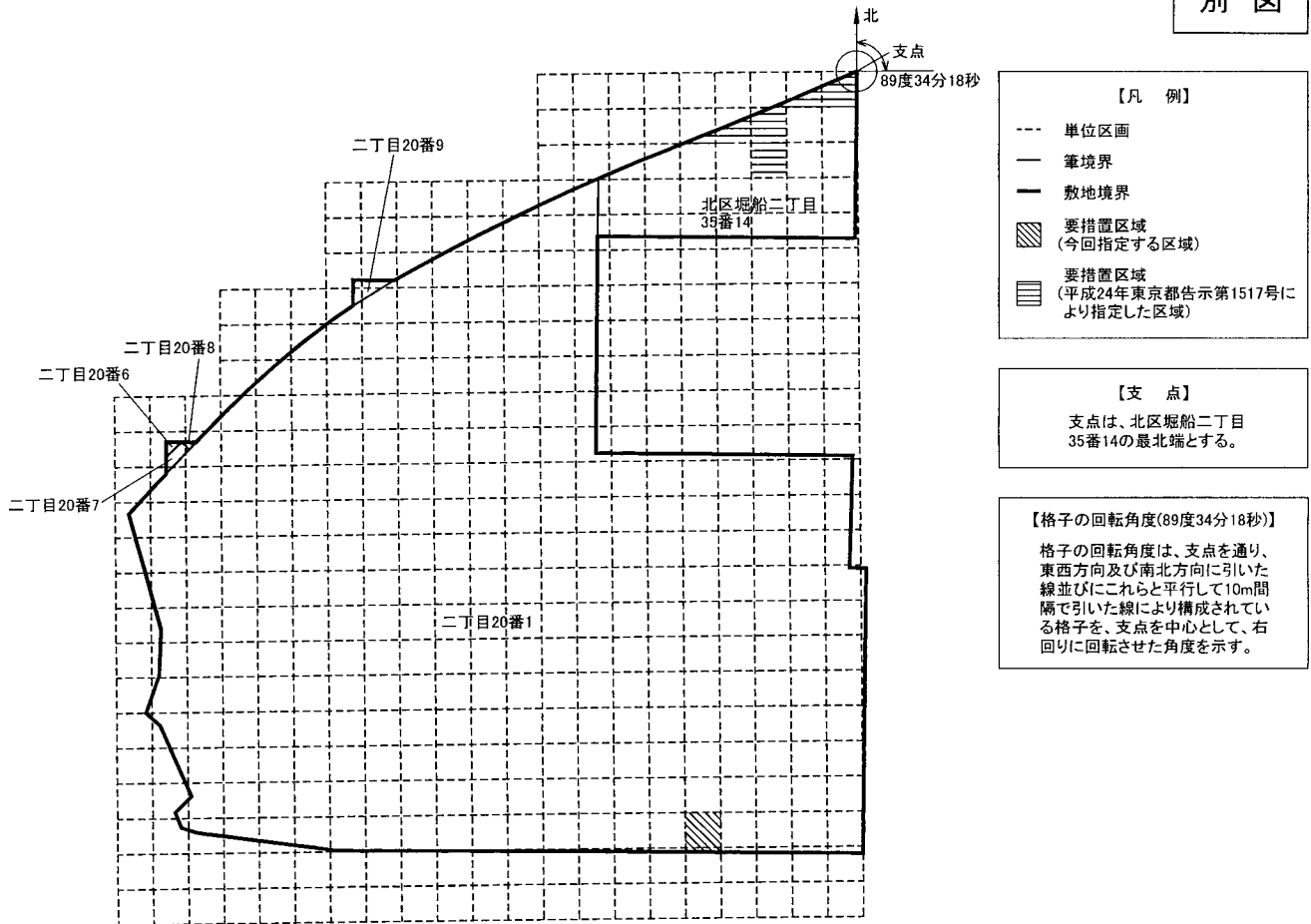
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区堀船二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、トリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



●東京都告示第百三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

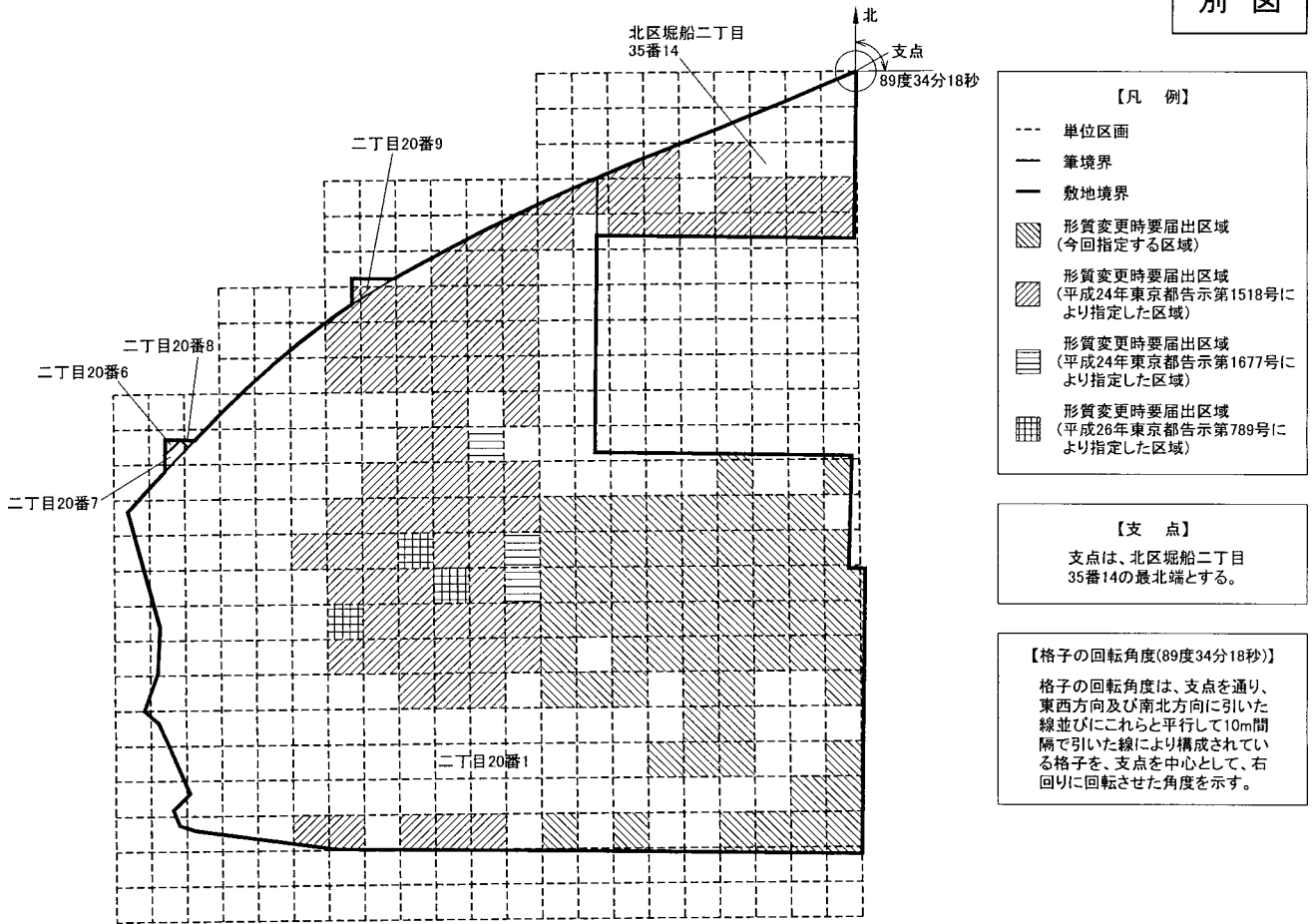
平成二十八年二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区堀船二丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号、以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその
化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市戸倉字盆堀谷二四一三番、二四一四番二及び三、青梅市御岳二丁目五八一番（次の図に示す部分に限る。）、同市柚木町一丁目六四番一（次の図に示す部分に限る。）、五八番、同市小曾木二丁目一三〇八番二及び三、八王子市小津町六四六番四、同市下恩方町二二九二番二、二二九二番から二二九四番まで、二二九五番二、二二九六番二、三〇〇九番二、三〇一一番、同市館町一二七〇番四（次の図に示す部分に限る。）、一二五二番二、一二五六番二、一二五七番二、一二五九番、一二七〇番二、西多摩郡日の出町大字大久野字幸神一八九五番（次の図に示す部分に限る。）、二〇四二番、二〇四九番一及び二、二〇八三番一及び二、同郡檜原村字樋里八八〇三番（次の図に示す部分に限る。）、同村字小沢八三〇〇番二、八三一四番、八三二五番、八三三五番二、八三三九番二、八三四六番二、八三六五番、八三六七番、八三七四番、八四六七番一、八五一四番二、同村字本宿五五四番三及び四、五五六四番イ、五五六四番ロ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン

三 代表者の氏名

坪内 俊憲

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川一丁目二十五番八号 東京サラヤビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、生物多様性保全のために、保護区と保護区を結び野生動物が生命をつなぐボルネオ緑の回廊をつくり、地元の人々が持続可能な資源活用やエコツアーなどができるようにし、アジアの市民や子どもたちに環境教育を通じて生物多様性の重要性、持続可能な社会のあり方を伝えることで、人間と自然が共生できる持続可能な地球環境を次世代に引き継いでいくことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CNSネットワーク協議会

三 代表者の氏名

後藤 美穂

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神神経疾患に係る患者と医療機関に対

として、臨床研究（治験を含む。以下同じ。）のためのネットワークの構築・整備および臨床研究に係る支援体制の構築などに関する事業を行い、質の高い精神神経領域の臨床研究が円滑かつ適切に行われる環境を構築し、もって精神神経領域におけるドラッグ・ラグ（新薬承認の遅延）を解消し、日本の医療の進展に寄与すること並びに医療機関や企業などに対する支援活動を通じて日本国民の健康を確保することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なかのドリーム
- 三 代表者の氏名
高田 功二
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中野区江古田三丁目五番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、重症心身障害児・者とその家族が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環

運動推進・支援センター
三 代表者の氏名
田中 美枝子
四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館六階六〇四・六〇五
五 定款に記載された目的
この法人は、都市生活者が地方・農村漁村又は中山間地域に就農・就業あるいは定住・一時滞在することに對して、必要な情報の提供、支援に関する諸事業を行い、地域社会の振興・発展と循環型生活文化の推進による環境の保全を計り、もって国土の均衡ある発展・国民生活の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人手をつなご
- 三 代表者の氏名
千葉 勝恵
- 四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区石神井台五丁目九番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民、特に地域住民を対象として、子育てのひろばや多様な保育や子育て家庭からの相談をはじめとした子育て支援、子ども家庭支援に関する講座の開催や子育て情報の提供等の社会教育、あらゆる世代

の地域住民の交流促進に関する事業を通じて、地域の子育てを応援し、人と人とのつながりをつくり、育ちあい育てあい支えあう社会を拓けることで、子どもの幸せに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域交流センター
- 三 代表者の氏名
橋本 正法
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区東神田一丁目七番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、産・官・学・野の各分野の人々が、まちづくり、地域づくり、くにづくり、環境、情報、教育、福祉等のテーマで、情報や意見交換を行うとともに、さまざまな分野の人の交流と連携の機会を設け、以って、豊かな社会をつくることに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人意思決定の場に女性を増やす
- 三 代表者の氏名
井上 いづみ
- 四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都江東区大島七丁目二十八番一号 八〇五

この法人は、不特定多数の市民・団体等に対して、エンターに関する調査研究及び普及活動を行うとともに、支援・教育活動を行うなどで意思決定の場に女性を増やす事業を行い、さらに雇用機会拡充を目的に女性、及び中高年者への就労機会創出事業を行い、これらの事業を通じて男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本自動車リサイクル事業連合

三 代表者の氏名

天明 茂

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋一丁目二番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、自動車の不法投棄防止に関する普及啓発及び放置車両・自然災害に遭遇した車両の適正処理事業、使用済車両について高度なりサイクル部品化システム構築による再利用促進事業など、あらゆる側面から使用済み自動車の適正処理を推進し、リサイクル率を向上させることにより、環境保全はもとより、街づくりの推進や経済活動の活性化等に結びつけ、一般市民の生活環境を守ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人胃癌撲滅する会

三 代表者の氏名

鴨川 由美子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区元浅草一丁目一番七号 長島ビル四〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、ヘリコバクターピロリ菌(以下「ピロリ菌」という)が蔓延する国の医師等医療関係者及び広く一般市民に対し、ピロリ菌の弊害とその検査・除菌等予防的医療及び医食住環境改善の重要性について広く啓蒙・推進する事業、当該国におけるピロリ菌感染実態の調査研究及び検査・治療技術指導等の援助協力事業を行い、主として医師等消化器疾患専門家の診断・治療水準の向上により、ピロリ菌を主たる感染源とする消化性潰瘍、胃癌の早期発見と撲滅に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Being Alive Japan

三 代表者の氏名

北野 華子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区深沢二丁目十二番一―二二三号

五 定款に記載された目的

この法人は、長期療養を必要とするこどもたちが病院、学校、そして地域社会の中で多様な可能性を築き、そしてともに生きていく関係を築くことを支援する事業企画・運営・研究・開発を多分野に渡って広く共同して行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人タマリバティアカデミー

三 代表者の氏名

朝倉 泰行

四 主たる事務所の所在地

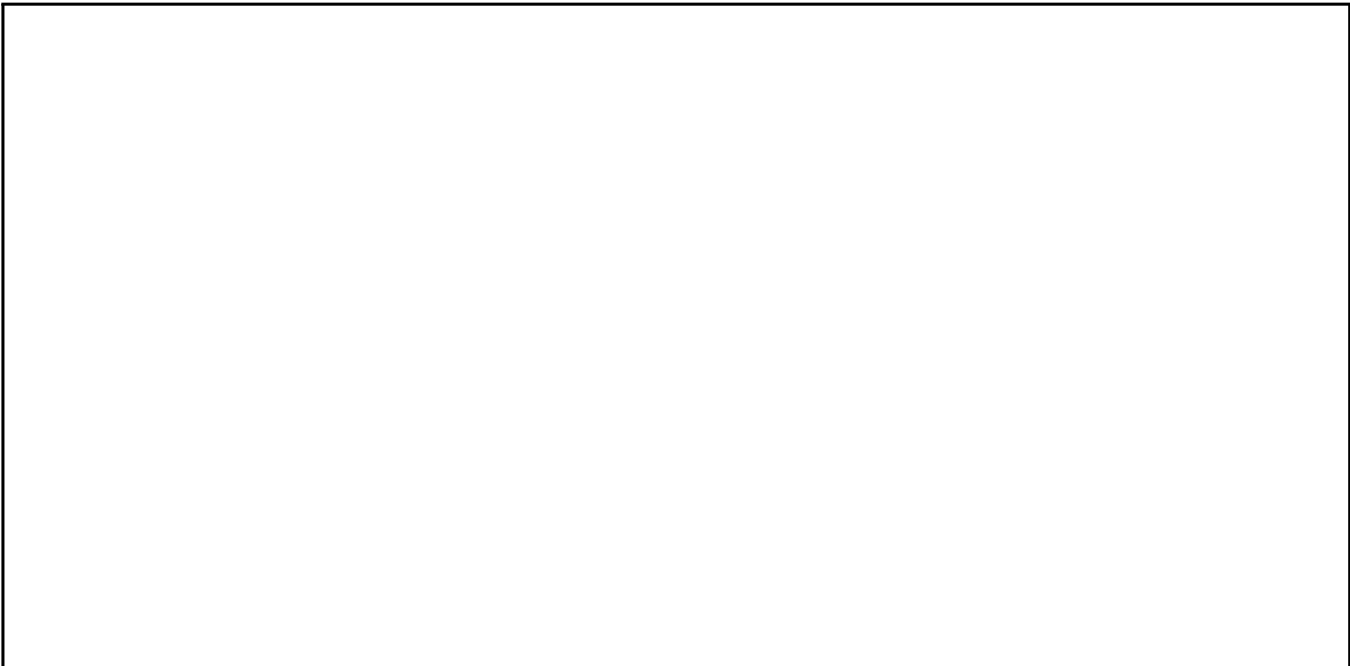
東京都多摩市桜ヶ丘四丁目四十一番地の二十七

五 定款に記載された目的

この法人は、フリースタールの運営を軸に多摩市、及び周辺都市の小・中・高校の学校に行っていない子供を

<p>対象として、学業、スポーツ、芸術、海外留学、ホームステイ等を通じ、児童が立派な社会人となるような場を提供することを目的とする。また、この活動を通して現状の社会システムだけでおぎないきれない多様な価値観や教育のあり方、生き方を社会に訴え、理解を求めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全世代</p> <p>三 代表者の氏名 石川 善樹、石濱 人樹、枝廣 映子(大宅 映子)、尾身 茂、桐野 高明、高津 晶、堀田 力</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南四丁目八番三十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象とし、「主催者として日本社会の未来を作るため一歩を踏み出そう」との志を共有する人達が、世代、男女、職業、居住地など様々な違いや利害を超えて一堂に会し、これからの社会にとり重要と考える課題について、SNSなどの活用により広く意見集約し、その解決に向けた具体的構想・提言を社会に発信する。同時にインターネット上での語らいの場(プラットフォーム)を構築して、若い世代による様々な取り組みを応援し、もって、より良い未来社会を目指し活動することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京マーメイドクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 磯部 博道</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市若松町一丁目十二番地の三 有限会社ハナヤミ電設内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は安全運航の指導、運航マナーの啓蒙、運航技術の向上、講習や訓練や各種イベントの企画参加に関する事業を通じて海上事故の防止とマリンスポーツの健全な発展に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西台 Amica</p> <p>三 代表者の氏名 玉川 義典</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区西台二丁目二十七番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、各種スポーツ教室・スポーツクラブ等の企画・運営に関する事業、各種</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スカラシップジャパン</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本BBS連盟</p> <p>三 代表者の氏名 戸田 信久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号 更生保護会館三階</p> <p>五 定款に記載された目的 本連盟は、非行に陥った少年の改善更生、又は社会生活への適応に困難を抱える少年の自立を支援し、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動(以下「BBS運動」という。)であり、それに取り組む会員の連絡調整及びその活動の充実並びにBBS運動の強化発展を支援し、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>スポーツ選手・コーチ・指導者等の育成・養成に関する事業等を行い、各種スポーツの振興と子ども健全育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>		

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、日本に公的な給付型奨学金制度がなく、貸与型の奨学金制度のみに留まっていることにより、貧困家庭の子供が将来に夢を持って貧困家庭の高等学校進学率が非常に低い問題を解決するため、日本に民間によるオープンな給付型の奨学金制度を増やし、貧困家庭の子供でも勉強をがんばって結果を出せば、貸与型ではなく給付型の奨学金がもらえ、将来に夢が持てる社会にすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本ハビタット協会</p> <p>二 代表者の氏名</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都江戸川区中葛西五丁目二番三十七ー五〇一号 ピアコーション2</p> <p>久保 智</p>	<p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都千代田区平河町二丁目六番三号 都道府県会館 五階</p> <p>中村 徹</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人水俣フォーラム</p> <p>二 代表者の氏名 實川 裕太</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目三十四番十二号 竹内口 ーリエビル四〇四号室</p> <p>仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利</p>
<p>活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所</p> <p>二 代表者の氏名 栗原 弘美</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三階</p>	<p>二 代表者の氏名</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利</p>	<p>二 代表者の氏名</p>
<p>二 代表者の氏名</p>	<p>二 代表者の氏名</p>	<p>二 代表者の氏名</p>



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001